

(例規41)

陸幕情第54号
令和2年3月30日

改正 令和3年9月24日 陸幕情第148号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長
(公印省略)

特別防衛秘密の保護に関する達の運用について(通達)
(情定第8号、情定第201号・202号)

標記について、令和2年4月1日から別紙のとおり実施されたい。
なお、陸幕情第56号(平成27年3月30日)は、令和2年3月31日限り
廃止する。

添付書類：別紙

第1章 総則関係

第1 適用範囲

特別防衛秘密の保護に関する達（陸上自衛隊達第4 1－3号（19. 7. 30）。以下「特別防秘達」という。）の運用については、この通達による。

第2 用語の定義

本通達で用いる用語の意義は、特別防秘達による。

第3 取扱者について

- 1 特別防秘訓令第2条第3項第3号の規定に掲げる「起案、運用、調査研究等」には、特別防衛秘密の装備品等の操作及び整備を含む。
- 2 特別防秘達第4条第2項に定める「書面指定」の趣旨は、取扱者に対して、その取り扱い得る特別防衛秘密の秘密区分、業務内容等を明示し確認させようとするもので、書面の形式は、特に定められているものを除き適宜でよいものの、具体的に示し疑義のないようにしておくことが重要である。

第4 削除

第5 総括保全責任者について

管理者は、総括保全責任者を設けた場合においては、特別防秘訓令第4条第3項の規定を準用し、総括保全責任者の補助者を指定することができる。

第6 特別防衛秘密の保護に関する信頼性を喪失した者の関係職員等への再指定について

特別防秘訓令運用通達第6第2項により、関係職員等（特別防秘訓令第2条第3項に規定する関係職員及び保全責任者の補助者をいう。）の指定を取り消した者について、管理者等が、当該者の勤務状況及び保全教育の受講状況を踏まえ、特別防衛秘密の保護に関する信頼性が回復したと認め、かつ、当該者を関係職員等として指定しなければ業務に支障を来すと認める場合は、管理者等は当該者の氏名、取消年月日、取消理由、再指定年月日及び再指定理由を明記し、順序を経て陸上幕僚長に上申し、許可を得た場合、当該者を関係職員等に再指定できる。

第7 誓約書について

関係職員等は誓約書を提出するものとし、その要領は、陸幕情第5 3号（令和2年3月30日）「秘密保全に関する達の運用について（通達）」（以下「省秘達運用通達」という。）第8による。

第2章 特別防衛秘密の保護関係

第8 保全教育について

保全教育の実施状況について、特別防秘達第38条の2に規定する定期秘密保全検査結果報告に併せて教育内容、実施時間等を任意の様式で報告するものとする。ただし、秘密保全に関する達（陸上自衛隊達第41-2号（19.7.30）。以下「省秘達」という。）第7条に規定する保全教育と併せて特別防衛秘密の保全に関する教育を実施した場合は、当該教育内容、実施時間等を省秘達運用通達第9第3項の報告に含ませて報告できるものとする。

第9 立入禁止場所等への機器等の持込み制限等について

特別防秘達第8条に規定する立入禁止の掲示を行った場所等への携帯型情報通信・記録機器等の持込み及びその使用の制限は、省秘達運用通達付紙第1を準用するものとする。この場合において、同付紙第1中「省秘達第8条に規定する立入禁止場所として指定した場所」を「特別防秘達第8条に規定する立入禁止の掲示を行った場所」と、「秘密保全」を「特別防衛秘密の保護」と、「秘密」を「特別防衛秘密」とそれぞれ読み替えるものとする。

第10 装備品等展開地域等への立入りにについて

撮影器材等の持込み及び使用の制限は、第9の規定による。

第3章 秘密区分の指定、変更及び解除並びに標記の表示関係

第11 秘密区分の指定等の上申について

- 1 米国から特別防衛秘密に該当するものを直接受領した場合においては、特別防秘達第29条第1項第2号による保管簿への記録を実施した後、速やかに秘密区分を受けるための上申をするものとし、秘密区分が指定されるまでの間又は特別防衛秘密に該当しない旨の通知を受けるまでの間は、特別防秘訓令第49条の規定により、指定前の特別防衛秘密として同訓令及び特別防秘達に規定する手続に従い取り扱うものとする。
- 2 特別防秘達第13条第1項に規定する米国の秘密区分を明示した書面は、米国から受領したものが特別防衛秘密に該当するか否か疑わしいものの場合を除き、原則的に、特別防衛秘密に該当することを証明できるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条に規定する日米相互防衛援助協定等に基づき米国から供与されたものであることを証明できる書類又はその写し）とする。
- 3 特別防衛秘密文書等について、当該文書等における米国の秘密区分が変更又は解除された場合においては、特別防秘達第13条第2項により速やかに上申するものとする。

第4章 複製等関係

第12 複製等時の申請について

特別防秘達第17条第1項により特別防衛秘密文書等の複製等を申請する場合においては、複製等をしようとするものに、複製禁止等の条件等が付されていないことを確認したうえで申請するものとする。

第13 複製等を行う場合の保全措置について

特別防衛秘密ほご等を細断する細断機については、省秘訓令運用通達別紙第8による。

第14 複写機について

複写機の使用については、省秘達運用通達第23による。

第15 外部への委託について

委託先の調査について、同一委託先（過去に調査を実施し特別防衛秘密の保護上支障がないことを確認されている委託先）と継続して委託契約を締結する場合は、委託先の関係者等その構成員に異動があったとき、委託先の工場等の保全施設等に変更があったとき及びその他必要があると認めたときを除き、当該調査を省略できるものとする。

第5章 伝達、送達、合議等関係

第16 送達について

- 1 特別防秘達第20条第1項及び第2項により特別防衛秘密文書等の送達の申請をする場合の書面は、同達別紙第7の2に定める様式を準用するものとする。
- 2 特別防秘達第23条第1項及び第4項第1号により、特別防衛秘密文書等を隊員が携行により送達する場合においては、同一施設内にあっては赤色調の容器に、同一施設外にあっては鍵のかかる容器又は厳重な包装により送達することを基準とする。
- 3 特別防秘達第24条に規定する「宛先」とする者が、管理者の職務上の上級者である場合においては、親展の場合を除き、努めて送達先の管理者名を記載するものとする。

第6章 接受、保管及び貸出し関係

第17 接受及び保管について

識別記号

特別防秘達第28条第2項による識別記号の表示は、特別防衛秘密の指定前を含み、接受した特別防衛秘密に属する文書について行うものとする。ただし、識別記号を表示することで記載内容が不鮮明となり判読が困難になると保管する管理者が判断した場合及び既に受領者が特定できる識別記号が表示されている場合を除く。

第18 貸出しについて

特別防秘達第30条第5項により特別防衛秘密文書等を貸し出すための申請をする場合で、当該貸出先が政府機関以外の者であるときには、同第19条の規定を準用するものとする。

第19 保管容器等及び鍵の保管方法について

1 保管施設

保管施設について、省秘訓令運用通達別紙第7に規定する基準により難しい場合は、陸上幕僚長に順序を経て上申するものとする。

2 鍵の保管

特別防秘達第31条第4項の保管容器等の鍵の保管方法には、保全責任者又は同補助者が常時携行する方法、駐屯地等内の所定の場所に収納する方法及び当直等に預託する方法の3つが考えられるが、駐屯地等内に保管する場合は、文字盤鍵のかかる容器内に収納するものとする。

第20 削除

第21 備付簿冊等について

特別防秘達第34条に規定する備付簿冊の表紙に表示する保存期間についての条件は、簿冊作成時から起算した保存期間とし、必要により延長の措置を採るものとする。

第7章 破棄等関係

第22 破棄について

- 1 破棄証拠残片には、特別防秘達第35条第3項に規定した部分を含んでおれば十分であり、件名は含めないものとする。ただし、件名以外に当該文書であることを確認し得る部分がない場合においてはこの限りではない。
- 2 特別防秘達第35条第6項による特別防衛秘密文書等の破棄又は回収の申請は、当該文書等の秘密区分、登録番号、一連番号、名称、数量、破棄又は回収理由、破棄方法（回収の場合を除く。）及びその他必要な事項を明示した書面により申請するものとする。

第8章 検査等関係

第23 定期秘密保全検査について

- 1 定期秘密保全検査においては、特別防秘訓令運用通達第41第2項に規定する事項のほか、関係簿冊の記録と実際に保管されている特別防衛秘密文書等を突合、特別防秘訓令及び特別防秘達で規定する保護のための措置が確実に行われていることの確認を中心に行うものとする。その結果については、特別防秘達別紙第16の様式により、異常の有無を報告するものとする。（情定第8号）
- 2 特別防秘達第38条第1項に規定する検査実施時期の基準の範囲は、当該基準月の前2か月以内、遅くなる場合においては、検査結果

報告期日に間に合う期間内までに実施するものとする。ただし、この期間に実施できない場合においては、特別防秘達第38条第1項ただし書により、管理者に命じて検査を実施させることができる。

第24 特別防衛秘密文書等の件名等の報告について（情定第201号）
特別防秘訓令運用通達第43に規定する特別防衛秘密文書等の件名等の報告の細部要領は、省秘達運用通達付紙第5による。

第25 検査態勢等の充実について

- 1 管理者は、省秘達運用通達第37第1項及び第2項に規定する要領に準じ、所持 品検査及びパソコン内のデータ抜き打ち検査を実施するものとする。その場合において、「省秘達第3条」を「特別防秘達第3条」と、「秘密」「秘密等」を「特別防衛秘密」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 2 前項の検査結果は、省秘達運用通達第37第3項により報告するものとする。ただし、同第1項又は第2項の検査と併せて実施した場合の計上要領は、それぞれ省秘達運用通達に基づく検査結果（実施回数、人員数及び台数）を基準に計上するものとする（情定第202号）。

附 則（令和3年9月24日陸幕情第148号）

この通達の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。